

鹿 児 島 県 公 報

令和 2 年 6 月 19 日（金）第 116 号 の 3



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

○鹿児島県中小企業制度資金融資要綱の一部を改正する要綱（2件）（※）

（中小企業支援課取扱い） 1

告 示

鹿児島県告示第617号

鹿児島県中小企業制度資金融資要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。

令和 2 年 6 月 19 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県中小企業制度資金融資要綱の一部を改正する要綱

鹿児島県中小企業制度資金融資要綱（昭和47年鹿児島県告示第1218号）の一部を次のように改正する。

第12条の2第1項中「第3条第10号」の次に「（別表第1セーフティネット対応資金の項融資対象の欄第2号に係るものに限る。）」を、「超えるもの」の次に「（同号に掲げる資金の融資にあつては、融資金額が3,000万円を超える部分に係るものを除く。）」を加え、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同項の前に次の1項を加える。

2 特例中小企業者が第3条第12号に掲げる資金の融資（融資金額が3,000万円を超える部分に係るものに限る。）を受けた場合は、取扱金融機関は、6月に1回、保証機関に当該特例中小企業者の業況に関する報告書を提出するものとする。

附 則

この要綱は、令和 2 年 6 月 19 日から施行し、改正後の鹿児島県中小企業制度資金融資要綱（以下「改正後の要綱」という。）の規定は、改正後の要綱別表第1に定める融資申込受付機関が同年 5 月 1 日以後に受理した申込書に係る資金の融資について適用する。

鹿児島県告示第618号

鹿児島県中小企業制度資金融資要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。

令和 2 年 6 月 19 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県中小企業制度資金融資要綱の一部を改正する要綱

鹿児島県中小企業制度資金融資要綱（昭和47年鹿児島県告示第1218号）の一部を次のように改正する。

第12条の2第1項中「（同号に掲げる資金の融資にあつては、融資金額が3,000万円を超える部分に係るものを除く。）」を削り、同条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

「
4,000万円
ただし、新
型コロナウ

別表第1 セーフティネット対応資金の項中 「 3,000万円 」 を

イルス関連
緊急経営対
策資金との
合 計 で
4,000万円
の範囲内と
なる融資に
限る。

に改め、同

表新型コロナウイルス関連緊急経営対策資金の項中 「 4,000万円 」 を

4,000万円
ただし、セ
ーフティネ
ット対応資
金（融資対
象の②に係
るものに限
る。）との
合 計 で
4,000万円
の範囲内と
なる融資に
限る。

に改

め、「（融資金額が3,000万円を超える部分については、10年以内（24月以内の据置きを含む。））」を削る。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年6月19日から施行する。
- 2 改正後の鹿児島県中小企業制度資金融資要綱（以下「改正後の要綱」という。）の規定は、改正後の要綱第5条第1項に規定する保証機関が令和2年6月19日以後に保証を付する資金の融資について適用し、同日前に改正前の鹿児島県中小企業制度資金融資要綱第5条第1項に規定する保証機関が保証を付した資金の融資については、なお従前の例による。